

## 所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において入所者に適切な医療を提供する観点から、肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪を発症した場合における施設での対応について、次のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

### 算定条件

- ・ 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載していること。
- ・ 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

### 対象疾患と主な治療内容

#### 肺炎

血液検査、胸部X-P、抗生剤の点滴注射（生食+ユナシン、生食+セフトリアキソンナトリウム）、内服（レボフロキサシン錠・フロモックス錠投与）、培養検査及び薬剤感受性試験、ミノサイクリン塩酸塩注、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など検査結果に基づいた必要な治療を行う。

#### 尿路感染症

尿検査、血液検査、抗生剤の点滴注射・内服（レボフロキサシン錠・フロモックス錠投与）、尿培養、水分補給（経口・点滴）など診察結果に基づいた必要な治療を行う。

#### 带状疱疹

抗ウイルス剤の点滴注射、投薬、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療を行う。

#### 蜂窩織炎

抗生剤の点滴（生食+セフトリアキソンナトリウム）内服（レボフロキサシン錠・セフゾン投与）など必要な治療を行う。

#### 慢性心不全の増悪

血液検査、胸部X-P、心電図、過剰な水分の摂取を控える、塩分制限、毎日の体重測定、うっ血を改善する利尿薬、血管拡張薬、心筋の収縮を強める強心薬を用いた必要な治療を行う。

## 所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

### 令和7年度 所定疾患施設療養費 (I)

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	2				1			3	2	2	5		15
	日数	13				6			19	5	7	28		78
尿路 感染症	人数			1	2	1	3	2	1	1	2			13
	日数			7	10	7	16	8	7	3	7			65
带状疱疹	人数													0
	日数													0
蜂窩織炎	人数		1		1	1	1		2		1			7
	日数		5		7	7	7		6		6			38
慢性心不全 の増悪	人数	1					1			1				3
	日数	7					5			5				17
月別計	人数	3	1	1	3	3	5	2	6	4	5	5	0	38
	日数	20	5	7	17	20	28	8	32	13	20	28	0	198